

## 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 改訂の概要

令和4年5月20日改訂

**1 日本**の強みを最大限に発揮するための取組****

- ・ 本戦略で定める輸出重点品目について、オールジャパンによる輸出促進活動を行う体制を備えた団体を農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）として速やかに認定することを目指す
- ・ 輸出支援プラットフォームは、現地展開している事業者や現地の日本食レストランなどと設ける協議会と協力して、カンントリーレポートの作成、現地主導でのプロモーションの推進、現地拠点を設ける事業者の支援、日本食レストラン等と連携した日本食の普及等を実施
- ・ JF00D0 は、海外現地の体制を強化するとともに、継続的なプロモーションにより効果の最大化を図る。また、現地ニーズに合わせ複数の輸出重点品目を組み合わせた品目横断的な取組を実施。さらに、日本の食文化の発信体制拡充のために「日本食ポータルサイト」を構築・充実化

**2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し**

- ・ 新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））及び(株)日本政策金融公庫による債務保証（スタンドバイ・クレジット）の積極的な活用により、輸出事業者のチャレンジを後押し
- ・ 輸出事業用資産の所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な利用を推進
- ・ GFP について、多様化する輸出事業者のレベルに応じたサポート、認定農林水産物・食品輸出促進団体や輸出支援プラットフォームとの連携などの機能強化を図るとともに、継続的・安定的に活動できる運営体制を検討

**3 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服**

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関（登録発行機関）による輸出証明書の発行が認められるよう関係国との協議を推進
- ・ 有機酒類について、米国、EU 等との同等性の承認を得るための交渉（同等性確保の交渉）を迅速に推進
- ・ 種苗法に基づく種苗の海外流出防止を実効的に実施するため、植物新品種育成者権者に代わって、育成者権等の知的財産権を管理・保護する育成者権管理機関の設立を検討
- ・ 輸出支援プラットフォームを活用し、模倣品の監視・調査、排除等による知的財産保護の取組を強化

**4 国の組織体制の強化**

- ・ 組織として知見が的確に蓄積され効果的な施策が継続して実施されるような体制を整備するとともに、知見と専門性を有する職員を育成